

# 生活苦融資申請100億円超

## 20万円小口資金 リーマン時の80倍に

新型コロナウイルスの影響で、生活が苦しくなった世帯が最大二十万円を無利子で借りられる「緊急小口資金」の申請が殺到し、申請総額は約千四百五十億円となり、リーマン・ショックの影響が大きかった二〇〇九年度の約八十倍に上ることが、事務を総括する全国

社会福祉協議会（全社協）への取材で分かった。生活に行き詰まる人がかつてない規模で増えていることが浮き彫りになった。申請数は七月以降も週二万〜三万件のペースで増加しており、頼る人はさらに増えそうだ。緊急小口資金は、もとも

とは低所得世帯が対象の制度だが、国はコロナ対応の特例として対象を拡大。収入減の人などを広く含め、貸付額の上限も倍増した。この特例の受け付けを始めた三月二十五日から四日月弱たった七月十八日時点で、申請件数は約五十七万

緊急小口資金 低所得者の世帯に対し、緊急的に当面の生活資金を無利子で貸し付ける制度。戦後の困窮者を民生委員が支援した運動をきっかけに、1955年に創設された「生活福祉資金貸付制度」の一つ。自然災害では、収入にかかわらず対象世帯を被災者全体とし、貸付金額の上限を引き上げる特例ができる場合がある。95年の阪神大震災以降、火山噴火や豪雨など大規模な自然災害で特例による貸し付けが行われた。今回は、労働金庫や郵便局でも申請が可能。一部地域ではオンライン申請もできる。

九千件（速報値）。一律十万円を配る特別定額給付金の給付遅れも一因とみられる。〇九年度は年間全体で約十三億円、約一万六千件だった。緊急小口資金は連帯保証人が不要。各地の社会福祉

協議会が窓口で、通常は申請から一週間〜十日程度で受け取れる。国はコロナ対応の特例として返済期限を従来の「二年以内」から「二年以内」に延長、所得減少が続く住民税非課税世帯については返済を免除す

る方針。

こうした特例貸し付けについて、国はこれまで大規模な自然災害に限って適用してきた。一九九五年の阪神大震災から始まり、その際の貸し付けは約五万四千件だった。二〇一一年の東日本大震災が約六万八千件、一六年の熊本地震が約一万二千件で、いずれも被災地の住民が広く対象になった。全社協によると、申請は五月中旬がピークで、週に五万件以上あった。受付期間は七月末から九月末まで延長された。